

## 法第2号物件 地下埋設管

### (方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。
- 2 次の者が占用する場合
  - (1) 水道、工業用水道、下水道、ガス、電気、電気通信及び石油に関する法律に基づいて許認可を受けた事業者。
  - (2) 温泉等組合施工により実施する事業者。
  - (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める自動車道、林道又は農道若しくは水路の管理者。
  - (4) 無電柱化事業により管路を埋設する国又は地方公共団体（無電柱化事業とは、原則として茨城県無電柱化協議会が決定する無電柱化計画に基づき実施される事業をいう。）
  - (5) 登録一般放送事業者等については、地下埋設管の維持管理能力があると認められる者。
  - (6) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）の規定に基づき熱供給事業を行う者又は同法の規定以外の熱供給導管により道路を占用しようとする地方公共団体若しくは当該事業について地方公共団体から支援を受けている者。
- 3 前項第1号の事業者が埋設した管に接続する各戸引込管の占用は、事業者が行うことを原則とする。ただし、生活上必要であり、継続して維持管理できると認められ、真にやむを得ないと判断されるものに限り、個人、法人に認めることができる。
- 4 不要となる既設管は、原則として占用者が速やかに撤去すること。

### (位置)

- 1 各埋設物件は、歩道を有する道路においては歩道の地下とすること。ただし、歩道に適当な場所がない場合は、この限りでない。
- 2 各戸引込管を車道の地下に設ける場合には、管の頂部と路面との距離は道路境界において1.2メートル以上とすること。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合には0.6メートル以上とすることができる。
- 3 各戸引込管を歩道の地下に設ける場合には、管の頂部と路面との距離は道路境界において0.6メートル以上とすること。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合には、道路管理者と協議を行うこと。
- 4 道路法施行令第10条第1号から第5号までの規定に適合すること。

## <地下電線（電気事業・電気通信事業等）に関する基準>

### （位置）

- 1 歩道を有する道路においては、車道以外の部分の地下に埋設すること。ただし、本線については、車道以外の部分に適当な場所がなく公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、車道の地下に埋設することができる。
- 2 歩道を有しない道路においては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とすること。ただし、本線については、適当な場所がなく公益上やむを得ない事情があると認められる場合にはこの限りでない。
- 3 電線を車道の地下に設ける場合、地下電線の頂部と路面との距離は原則 0.8メートル以上とする。ただし、次に該当する場合には、浅層化することができる。

#### （1）表－1及び表－2に掲げる電線の場合

当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.1メートルを加えた値以上とする。ただし、舗装計画交通量が250台／日・方向未満の場合において、ケーブル及び径150ミリメートル未満の管路を設置する場合においては、電線の頂部と下層路盤の上面との距離を0.1メートル以上とする。

#### （2）表－3に掲げる電線の場合

当該電線を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以上とする。

- 4 電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。）の地下に設ける場合、地下電線の頂部と路面との距離は原則 0.6メートル以上とする。ただし、次に該当する場合には、浅層化することができる。

#### （1）表－1及び表－2に掲げる電線の場合

電線の頂部と路盤上面との距離は0.1メートル以上とする。ただし、車両の乗入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）については、道路計画・設計マニュアルにおける出入口幅規格表の1種までを含むものとし、2種及び3種に相当するものについては、道路の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以上を確保すること。

#### （2）表－3に掲げる電線の場合

路面と電線の頂部との距離は0.5メートル以上とする。

- （3）前2号のほか、事業者から、当該歩道の路面と当該電線の頂部との距離を0.5メートル以下とする内容の占用の許可申請がなされたときには、必要に応じて、今後、切り下げ部が設けられる場合に生じる追加的な電線の防護の方法及び事業者の費用負担について所要の条件を付すこと。

所要の条件は「将来、当該歩道に切り下げ部が設けられる場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する電線を使用する場合は、この限りでない。」とする。防護措置を不要とする判断は、申請者にそれを証する資料等を提出させるなどして確認すること。

- 5 表－2に掲げる電線の種類（規格）以外のものであっても表－2に掲げるものと同等以上の強度を有するものについては、表－2に掲げるものの径を超えない範囲内において認めることができる。

- 6 第3項及び第4項にかかわらず、当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等からこれによることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。
- 7 電線の頂部と路面との距離を 0.5メートル以下とする場合で、周辺に埋設物があるときは、将来当該埋設物の工事時の影響を最小限とするため、電線を設ける者が当該埋設物の管理者に対して埋設位置、埋設方法、安全対策等について周知すること。

表－1 路床に埋設する場合の適用

項目	適用
鋼管（JIS G 3452）	径 250mm 以下のもの
強化プラスチック複合管（JIS A 5350）	径 250mm 以下のもの
耐衝撃性硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	径 300mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	表－2のとおり

表－2 路盤又は路床に埋設する場合の適用

項目	適用
耐衝撃性硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	径 130mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	径 175mm 以下のもの
合成樹脂可とう電線管（JIS C 8411）	径 28mm 以下のもの
波付硬質ポリエチレン管（JIS C 3653 付属書 1）	径 30mm 以下のもの
電力ケーブル	600V CVQ ケーブル （より合せ外径 64mm）
	600V CVQ ケーブル （より合せ外径 27mm）
通信ケーブル（光）	40SM-WB-N（12mm）
	1SM-IF-DROP-VC（2.0×5.3mm）
通信ケーブル（メタル）	0.4mm50 対 CCP-JF（15.5mm）
	2 対-地下用屋外線（5.5mm）
通信ケーブル（同軸）	12AC（16mm）
	5CM（8mm）

表－3 コンクリート多孔管の場合の適用

項目	適用
コンクリート多孔管 （管材曲げ引張強度 54kgf/cm <sup>2</sup> 以上）	φ125×9 条以下のもの

（その他）

- 1 道路管理者が整備した管路内を占有する場合にはこの限りでない。

- 2 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき、道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合及びやむを得ず電線共同溝の上部を横断する管路を埋設する場合であって、現地の状況により上記の位置基準により難しい場合にはこの限りでない。

#### （防護措置）

- 1 既設管との関連、あるいは橋りょう、暗渠、立体交差箇所に取り付けのために、本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合はコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。ただし、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合で、当該管路が歩道に埋設される場合は、この限りではない。
- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所についてはコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

#### （構造）

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし、道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とすること。
- 2 マンホールその他これに類するもの（マンホール内簡易機器を含む。）の設置については次によるものとする。
  - （1）破損及びずれの生じない堅固な構造とすること。
  - （2）蓋は平板とし、路面と同一勾配とすること。
  - （3）今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とすること。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鋳等は、歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。

#### （使用材料）

- 1 使用材料については、JIS（日本工業規格）に適合するもの、又はこれと同等以上の品質を有し、内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。

<水道管，工業用水管，水力発電用の水管に関する基準>

(位置)

- 1 歩道を有する道路においては，歩道の地下とすること。ただし，本線については，歩道に適当な場所がなく，かつ公益上やむを得ない事情があると認められるときは，この限りでない。
- 2 歩道を有しない道路においては，道路の路端寄りとすること。
- 3 水道管を車道の地下に設ける場合，管頂部と路面との距離は，次のとおりとする。
  - (1) 表－4に掲げる水道管の場合  
管頂部と路面との距離は舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とする。ただし，当該値が0.6メートルに満たない場合は0.6メートル以上とする。
  - (2) 前号以外の水道管の場合  
管頂部と路面との距離は1.2メートル以上とする。ただし，既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り0.6メートル以上とすることができる。
- 4 水道管を歩道等の地下に設ける場合，管頂部と路面との距離は，次のとおりとする。  
なお，本線とは，水道施設における基幹的な線で，道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。基幹的な線以外の線で，給水管と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは，一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能である。
  - (1) 表－4に掲げる水道管かつ本線以外の場合  
管頂部と路面との距離は0.5メートル以上とする。
  - (2) 前号以外の水道管の場合  
管頂部と路面との距離は0.6メートル以上とする。
  - (3) 前2号のほか，切り下げ部がある場合で，路面と当該水管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは，当該水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける水道管につき所要の防護措置を講じさせること。
- 5 当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等），土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等），交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等から，前2項によることが不適切であると認められる場合は，これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。
- 6 道路の横断箇所は，最小限にとどめることとし，原則として道路に対して直角に横断すること。

表－4 水道事業

項目	適用
鋼管 (JIS G 3443)	径 300mm 以下のもの
ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526)	径 300mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742)	径 300mm 以下のもの
水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	径 200 mm以下で外径の厚さ=11 以下のもの

**(防護措置)**

- 1 既設管との関連，あるいは橋梁，暗渠，立体交差箇所に取り付けのために，本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合はコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。
- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所についてはコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

**(構造)**

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし，道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 マンホールその他これに類するもの（マンホール内簡易機器を含む。）の設置については次によるものとする。
  - (1) 破損及びずれの生じない堅固な構造とする。
  - (2) 蓋は平板とし，路面と同一勾配とする。
  - (3) 今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とする。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鋳等は，歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

**(使用材料)**

- 1 使用材料については，JIS（日本工業規格）及びJWWA（日本水道協会規格）に適合するもの，又はこれと同等以上の品質を有し，内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。

## <下水道管に関する基準>

### (位置)

- 1 歩道を有する道路においては、歩道の地下とすること。ただし、本線については、歩道に適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 下水道管の本線を埋設する場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。  
なお、本線とは、各家庭への引込管と直接接続されていないものとする。下水道法施行規則第3条第1項に規定する「主要な管渠」は、概ね本線に該当する。
  - (1) 表-5に掲げる下水道管の場合  
当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とする。ただし、当該値が1.0メートルに満たない場合には1.0メートル以上とすること。
  - (2) 前号以外の下水道管の場合  
管頂部と路面との距離を3.0メートル以上とする。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り1.0メートル以上とすることができる。
- 3 下水道管の本線以外の管を車道の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。
  - (1) 表-5に掲げる下水道管の場合  
当該道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とする。ただし、当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル以上とする。  
なお、外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1.0メートル以上とする。
  - (2) 前号以外の下水道管の場合  
管頂部と路面との距離1.2メートル以上とすること。ただし工事实施上やむを得ない場合にあっては、1.0メートル以上とすることができる。
- 4 下水道管の本線以外の管を歩道等の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。
  - (1) 表-5に掲げる下水道管かつ本線以外の場合  
管頂部と路面との距離は0.5メートル以上とする。  
なお、外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1.0メートル以上とすること。
  - (2) 前号以外の下水道管の場合  
管頂部と路面との距離は0.6メートル以上とする。
  - (3) 前2号のほか、切り下げ部があり、路面と当該下水道管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該下水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける下水道管につき所要の防護措置を講じさせること。
- 5 当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等から、前2項によることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとすること。
- 6 各戸取付け管のマンホール（汚水枡）は、占用物件としては認めない。

7 道路横断箇所は、最小限にとどめること。

表－5 下水道事業

項目	適用
ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526）	径 300mm 以下のもの
ヒューム管（JIS A 5303）	径 300mm 以下のもの
強化プラスチック複合管（JIS A 5350）	径 300mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	径 300mm 以下のもの
陶管（JIS R 1201）	径 300mm 以下のもの

**（防護措置）**

- 1 既設管との関連，あるいは橋梁，暗渠，立体交差箇所に取り付けのために，本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合は，コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。
- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所については，コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

**（構造）**

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし，道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 マンホールその他これに類するもの（マンホール内簡易機器を含む。）の設置については次によるものとする。
  - （1）破損及びずれの生じない堅固な構造とする。
  - （2）蓋は平板とし，路面と同一勾配とする。
  - （3）今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とする。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鋺等は，歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

**（使用材料）**

- 1 使用材料については，JIS（日本工業規格）及び JSWAS（日本下水道協会規格）に適合するもの，又はこれと同等以上の品質を有し，内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。



## ＜ガス管に関する基準＞

### （位置）

- 1 歩道を有する道路においては、歩道の地下とすること。ただし、本管については、歩道に適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 歩道を有しない道路においては、道路の路端寄りとすること。
- 3 高圧のガス（2MPa以上）を供給するためのガス導管を道路の地下に設ける場合の深さについては、別途「高圧のガス供給施設」による。
- 4 ガス管を車道の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。
  - （1）表－6に掲げるガス管の場合  
当該道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とすること。ただし、当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル以上とする。
  - （2）前号以外のガス管の場合  
管頂部と路面との距離は1.2メートル以上とすること。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り0.6メートル以上とすることができる。
- 5 ガス管を歩道等の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。

なお、本線とは、ガス施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。基幹的な線以外の線で、引込管と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは、一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能である。

  - （1）表－6に掲げるガス管かつ本線以外の場合  
管頂部と路面との距離は0.5メートル以上とする。
  - （2）前号以外の水道管の場合  
管頂部と路面との距離は0.6メートル以上とする。
  - （3）前2号のほか、切り下げ部がある場合で、路面と当該水管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該ガス管を設ける者に切り下げ部の地下に設けるガス管につき所要の防護措置を講じさせること。
- 6 当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等から、前2項によることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとすること。
- 7 他の埋設物件、構造物との保安距離を確保すること。
- 8 道路の横断箇所は、最小限にとどめることとし、原則として、道路に対して直角に横断すること。

表－6 ガス事業

項目	適用
鋼管 (JIS G 3452)	径 300mm 以下のもの
ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526)	径 300mm 以下のもの
ポリエチレン管 (JIS K 6774)	径 300mm 以下のもの

**(防護措置)**

- 1 既設管との関連,あるいは橋梁,暗渠,立体交差箇所に取り付けのために,本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合は,コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。
- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所については,コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

**(構造)**

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし,道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 マンホールその他これに類するもの(マンホール内簡易機器を含む。)の設置については次によるものとする。
  - (1) 破損及びずれの生じない堅固な構造とする。
  - (2) 蓋は平板とし,路面と同一勾配とする。
  - (3) 今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とする。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鋳等は,歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 4 管の上部 50 センチメートルの位置に,幅 40 センチメートル以上で緑色の埋設標識シートを敷設すること。

**(使用材料)**

- 1 使用材料については,JIS(日本工業規格)に適合するもの,又はこれと同等以上の品質を有し,内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。

<その他の管類（温泉管，かんがい用配水管等）に関する基準>

（位置）

- 1 原則として，縦断的に埋設することは認めない。
- 2 管の頂部と路面との距離は，次によるものとする。
  - （1）車道の地下に設ける場合は，1.2メートル以上とする。
  - （2）歩道の地下に設ける場合は，0.6メートル以上とする。
  - （3）道路の横断箇所は最小限にとどめることとし，原則として，道路に対して直角に横断すること。

（構造）

- 1 堅固で耐久力を有するとともに，道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものとする。
- 2 車道に埋設する場合には，道路の強度に影響を与えない構造であること。

（使用材料）

- 1 使用材料については，JIS（日本工業規格）に適合するもの，又はこれと同等以上の品質を有し，内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。
- 2 管種は，温泉管は鋼管，合成樹脂管及び陶管とする。その他管類は鋼管，鋳鉄管，ダクタイル鋳鉄管，ヒューム管，PC管，鉄筋コンクリート管及びボックスカルバート（函渠）とする。

(参考通達)

- 1 昭和 57 年 12 月 14 日道維第 715 号, 下水第 679 号「道路の占用に伴う公共下水道の埋戻しについて」(最近改正 平成 19 年 3 月 28 日道維第 867 号, 下水第 1053 号)
- 2 平成 6 年 3 月 29 日事務連絡「歩道の占用工事における改良土の活用と地下電線の埋設深度の取扱いについて」(最近改正 平成 18 年 11 月 15 日国道利第 33 号)
- 3 平成 8 年 6 月 28 日建設省政発第 62 号「熱供給導管の道路占用の取扱いについて」
- 4 平成 9 年 3 月 25 日事務連絡「下水道法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務等の取扱いについて」(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)
- 5 平成 9 年 11 月 17 日道維第 723 号「道路の掘り返し防止対策の徹底について」
- 6 平成 9 年 12 月 4 日道維第 745 号「道路の掘り返し防止対策の徹底に関する大規模建築物の取扱いについて」
- 7 平成 11 年 3 月 31 日建設省政発第 32 号の 2, 建設省政発第 5 号の 2「電線, 水管, ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(最近改正 平成 28 年 2 月 23 日国道利第 19 号, 国道保第 28 号)
- 8 平成 12 年 3 月 24 日道政発第 28 号の 2, 道国発第 13 号の 2「「電線, 水管, ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」に規定する条件に附すべき事項等について」
- 9 平成 12 年 3 月 24 日事務連絡「「電線, 水管, ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」に規定する条件に附すべき事項等の取扱いについて」
- 10 平成 16 年 2 月 17 日事務連絡「ガス管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さに関する取扱いについて」
- 11 平成 26 年 6 月 25 日国道利第 6 号「熱供給導管の道路占用の取扱いについて」
- 12 平成 28 年 2 月 22 日国道利第 18 号, 国道保第 27 号, 国道交安第 64 号「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に係る取扱いについて」
- 13 平成 28 年 3 月 31 日事務連絡「「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」の運用に関する取扱いについて」
- 14 平成 29 年 3 月 31 日国道利第 27 号「ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱いについて」
- 15 平成 29 年 3 月 31 日事務連絡「ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱いについて」
- 16 平成 29 年 10 月 31 日道維第 464 号「道路工事等に伴うカッター使用による通信ケーブルの切断防止に伴う表示札の設置について」
- 17 令和 4 年 3 月 25 日国道利第 43 号「水力発電用の水管の道路占用の取扱いについて」

法第2号物件  
石油圧送施設

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(本省協議の対象)

- 1 石油(原油のほか、揮発油、橙油、軽油、重油、石油ガス等の石油製品を含む。)を圧送するための導管、圧送機、タンク等の施設の道路占用については、国土交通省に事前協議を要する物件である。ただし、道路を横断して占用するもの又は道路を横断して占用するもので占用延長が500メートル未満のものについては除く。
- 2 事前協議に際しては、次の書類を添付のうえ、道路維持課長あて進達すること。
  - (1) 石油圧送施設の種類及び設置経路
  - (2) 石油圧送施設の圧送能力及び圧送方法
  - (3) 石油圧送施設の設置位置及び設置方法
  - (4) 石油圧送施設の構造(特に石油導管については、その強度及び防食、接続等の方法)
  - (5) 石油導管等の耐圧及び気密試験の方法
  - (6) 石油漏洩検知装置、感震装置、緊急しゃ断装置等の保安施設及び消火施設の設置状況
  - (7) 石油の流出拡散の防止方法
  - (8) 緊急時における緊急しゃ断装置等の作動方法
  - (9) 緊急時における連絡通報設備の設置状況
  - (10) 自衛消防組織等の保安管理体制の状況
  - (11) その他保安対策上必要と認められる事項

(位置)

- 1 地下に埋設すること。
- 2 道路を横断して埋設する場合を除き、自動車荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、導管の外面から水平距離にして道路の境界線まで1.0メートル以上の距離を保つこと。
- 3 導管(防護工又は防護構造物を設ける場合には当該防護工又は防護構造物)は、他の工作物に対しその外面から0.3メートル以上の間隔を保ち、かつ、当該他の工作物の保全に支障を与えないこと。
- 4 道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは次によるものとする。
  - (1) 市街地では、導管の頂部から1.8メートル以上とすること。
  - (2) 市街地で防護構造物を設ける場合は、防護構造物の頂部から1.5メートル以上とすること。
  - (3) 市街地以外の地域では、導管又は防護構造物の頂部から1.5メートル以上とすること。
- 5 道路の路面下以外の場所に埋設する場合においては、導管の頂部と地面との距離は1.2メートル(防護工又は防護構造物を設ける場合にあっては、市街地では0.9メートル、市街地以外の地域では0.6メートル)以上とすること。

- 6 地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離は 5.0 メートル以上とすること。
- 7 橋に添架する場合においては、桁の両側又は床板の下とすること。
- 8 高架の道路に設ける場合においては、高架の道路の路面化に設けるものとし、導管の頂部と路面との距離は 1.2 メートル以上、かつ、道路を横断して埋設するときを除き、道路境界線との間は、導管の外面から水平距離にして 1.0 メートル以上を保つこと。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合には、高架の道路の桁の両側又は床板の下に添架することができる。
- 9 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの（各戸引込管が取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に埋設する場合は、これらの上部に埋設しないこと。
- 10 その他、道路法施行令第 11 条の 5 及び石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 15 条第 3 項第 2 号の規定に基づく主務省令の規定の例によること。

（構造）

- 1 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものとする。
- 2 導管は鋼管とし「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示」（昭和 48 年 9 月 28 日告示第 1 号）第 3 条第 1 号に規定する規格に適合するものであること。
- 3 道路を横断して埋設する場合には、さや管その他の構造物を設けること。
- 4 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えない構造であること。
- 5 橋梁又は高架の道路に添架する場合には、橋又は高架の道路に影響を与えない構造であること。

（参考通達）

- 1 昭和 46 年 8 月 20 日建設省道政発第 89 号「石油圧送施設の道路占用について」（最近改正 昭和 58 年 2 月 5 日建設省道政発第 12 号）
- 2 昭和 48 年 2 月 20 日建設省道政発第 8 号「道路法施行令並びに道路法施行規則及び道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料徴収規則の一部改正について」（最近改正 平成 18 年 11 月 15 日国道利第 33 号）

法第2号物件  
高圧のガス供給施設

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 ガス導管を道路に埋設する場合には、その埋設深度を 1.2 メートル以上とすること。  
ただし、舗装されている車道下に導管を埋設する場合は、当該舗装部分の路盤（しゃ断層がある場合は当該しゃ断層，以下同じ。）の下に埋設し、管の外面と路盤の最下部との距離は、0.5 メートル以上とする。
- 2 市街地又は人家連担地区（将来において市街化又は人家連担化が予想される地区を含む。）の道路にあつては、以下の事項に留意すること。
  - (1) ガス導管の上部に鉄板を敷設する等の方法により、ガス導管を防護することとし、この場合の防護施設の頂部と路面との距離は、0.9 メートル以上とすること。
  - (2) 人家等から 3.0 メートル以内に埋設されるガス導管については、コンクリートボックスへ収容し、又は鋼矢板を打設する等の方法により、漏洩したガスが人家等の側へ拡散しないような措置を講じること。
- 3 内圧、土圧及び輪荷重に対するガス導管の安全性を確保できるように管厚を厚くし、又はコンクリートボックスへ導管を収容する等の方法により土圧及び輪荷重の影響を緩和できるような措置を講じること。
- 4 鉱業法及び鉱山保安法に基づくガスパイプラインの道路占用の取扱いについては、上記事項のほか、「ガスパイプライン技術指針暫定報告書」（平成6年3月鉱山保安技術検討委員会パイプライン保安技術部会）によること。

(留意事項)

高圧のガスの供給施設の道路占用の許可の審査に当たっては、道路法施行令の基準によるほか、下記の事項に留意すること。

- 1 占用の可否を判断するに当たって審査を要する事項
  - (1) ガスの供給施設の種類及び設置経路
  - (2) ガスの圧力、供給能力及び供給方法
  - (3) ガスの供給施設の設置位置及び設置方法
  - (4) ガスの供給施設の構造（特にガス導管については、その強度及び防食、接続等の方法）
  - (5) ガス導管等の耐圧試験及び気密試験の方法
  - (6) ガス漏洩検知装置、感震装置、緊急遮断装置等の保安施設及び消火施設の設置状況
  - (7) ガスの漏洩防止及び放散の方法
  - (8) 緊急時における緊急遮断装置等の作動方法
  - (9) 緊急時における連絡通報設備の設置状況及び道路管理者等への連絡体制
  - (10) 自衛消防組織等の保安管理体制の状況
  - (11) その他保安対策上必要と認められる事項

(参考通達)

- 1 平成 16 年 10 月 1 日国道利第 19 号「高圧のガスの供給施設の道路占用の取扱いについて」
- 2 平成 29 年 3 月 31 日国道利第 27 号「ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱いについて」
- 3 平成 29 年 3 月 31 日事務連絡「ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱いについて」



法第2号物件

排水管（合併浄化槽処理水の取付管）

（方針）

公益上やむを得ない場合で、次の各項すべてに該当する場合に限り認めることができる。

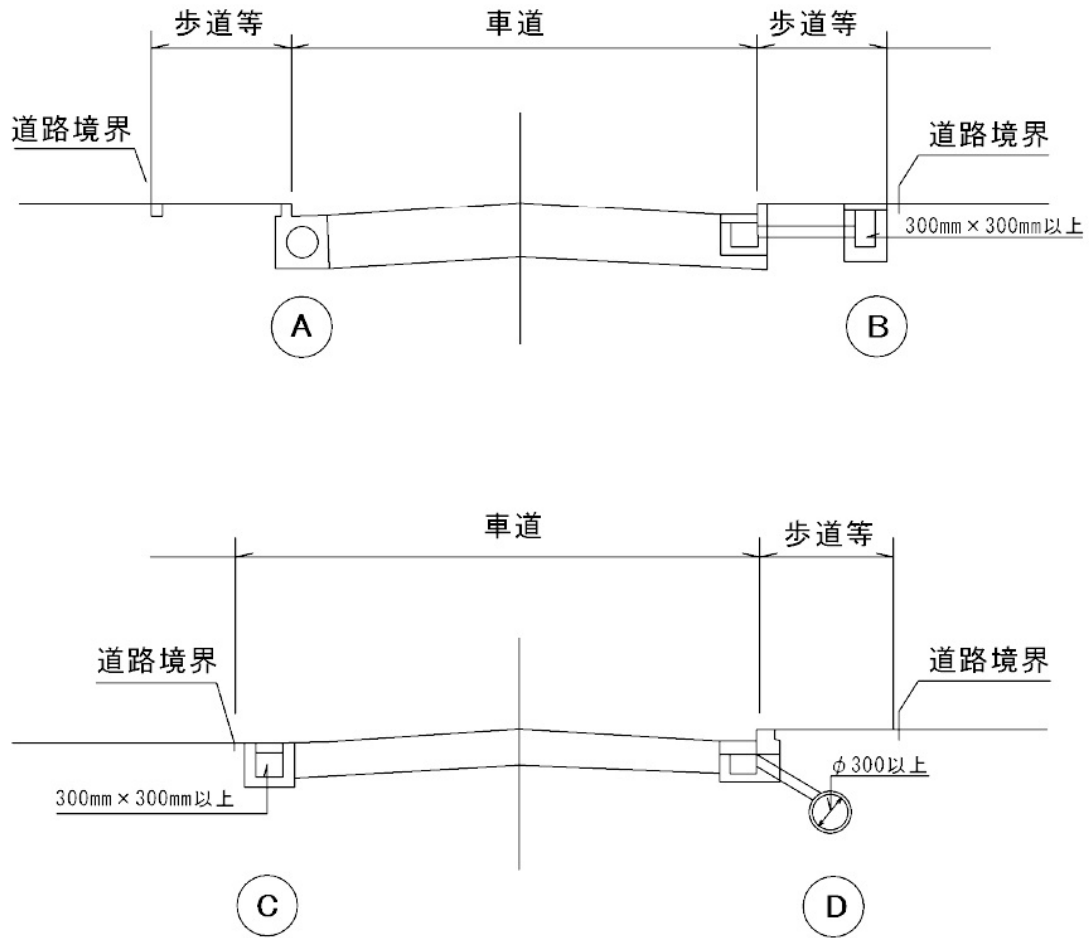
- 1 下水道法第4条第1項の認可を受けた地域又は農業集落排水事業区域（以下、「事業区域」という。）以外の地域であり、かつ道路側溝以外に普通河川等の流末を形成する施設がない地域であること。ただし、事業区域であっても、近い将来整備される見込みがない場合には、下水道が供用開始されるまでの期間に限り認めることができる。
- 2 次に該当する浄化槽である場合
  - （1）原則として個人住宅に設置される浄化槽のうち、し尿の雑排水（工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。）を併せて処理する合併浄化槽とする。個人住宅とは、一戸建て（1戸が独立した住宅であって、持家、借家を問わない）をいう。また、合併浄化槽の大きさは10人槽以下とする。
  - （2）生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD<sub>20</sub>ミリグラム/リットル（日間平均値）以下の機能を有するもの。
  - （3）浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定に適合しているものであること。ただし、茨城県霞ヶ浦水質保全条例（昭和56年12月21日条例第56号）第21条の6に該当する場合には、高度処理型浄化槽であること。
  - （4）排水管等の接続が、道路管理上支障ないこと。
  - （5）設置された浄化槽は、使用が廃止されるまでの間、関係法令に基づき適正に維持管理されるものであること。

（位置）

- 1 原則として民地側に設置されている道路側溝（図B及びC）及び歩道等に埋設されている排水管渠（図D）で、側溝断面が300ミリメートル×300ミリメートル相当以上及び流末が確保されている側溝であり、かつ、側溝断面に余裕がある道路側溝に接続するものとする。（断面不足の場合は、24条の承認工事により原因者に改築費用を負担させて断面確保を行うことも可能）

「300ミリメートル×300ミリメートル」を基準としているのは、断面が300mm×300mm、最小勾配が0.2%、の側溝に対して、個人住宅からの排水量標準値200～250リットル/人・日のピーク時60%で流量計算を行い、排水が可能であるとの判断によるものである。
- 2 道路を横断しての接続は認めない。
- 3 将来の道路計画が明らかな個所においては、将来計画との調整を図り手戻りのないような位置とする。

(図)



(構造)

- 1 取付管の口径は、内径 100 ミリメートル以下とし、側溝との接続部は生コンクリート等により補強を行うものとする。

(その他)

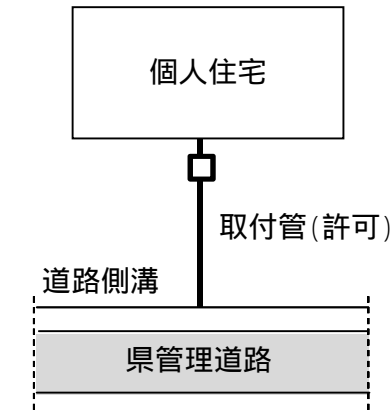
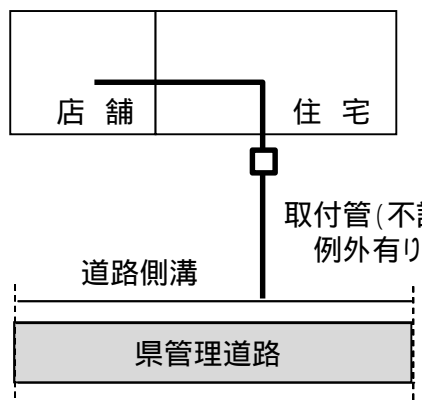
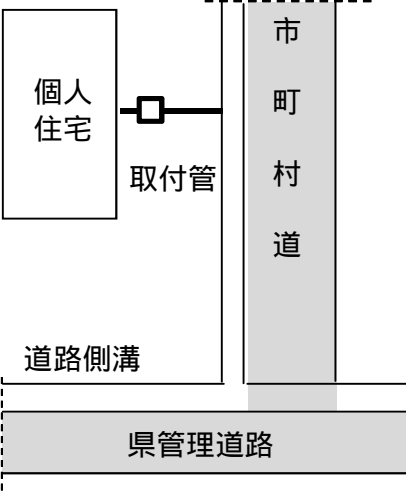
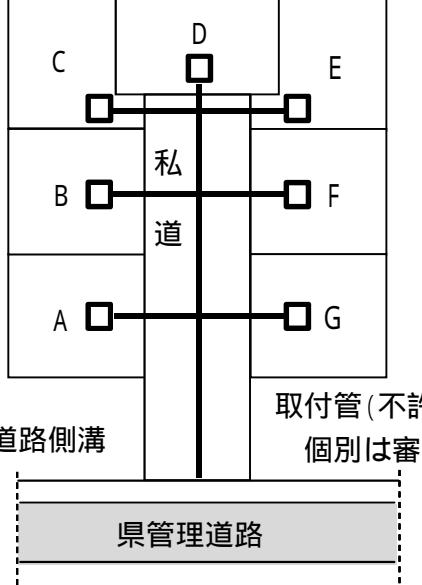
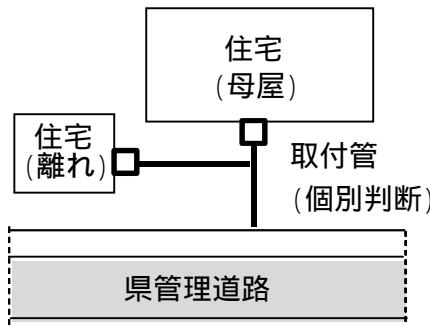
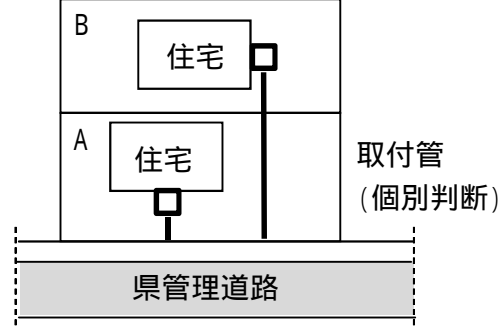
- 1 放流の期間は、次のいずれかに該当する期間までとする。
  - (1) 道路管理上支障がないと認められる期間
  - (2) 公共下水道等の家庭からの排水を処理する施設が整備されるまでの期間
- 2 取付管は、道路法第 32 条第 1 項第 2 号（水管類）該当物件として扱う。
- 3 占用料は、免除する（茨城県道路占用料徴収条例第 3 条第 1 項第 2 号に準じる）。
- 4 占用の許可期間は、5 年間とする。
- 5 申請者及び市町村等に次の事項を確認すること。
  - (1) 当該地の下水道管の有無
  - (2) 他の放流先の有無
  - (3) 浸透式排水等宅地内処理の検討
  - (4) 事業区域においては、下水道管の敷設時期

- 6 合併浄化槽については、個人住宅に限り特例として認めることができる。  
これは、あくまでも特例扱いであって、積極的に認める主旨でないので、分譲地（開発行為）は認めない。ただし、分譲地を購入した個人が個別に申請する場合は認めることができる。なお、個人の住宅であっても他の住宅との合流式排水は、管理に問題が生じるので認めない。
- 7 10人槽以下としたのは、道路側溝の機能を保つためである。
- 8 「し尿と雑排水」とは、もっぱら家庭から排水される家庭用し尿と雑排水を言う。
- 9 「工場廃水、雨水その他の特殊な排水」には、「業務用の排水」も含まれる。
- 10 土地改良区等の放流同意は、申請者が市町村長又は生活環境部環境政策課長に提出する「環境保全に関する誓約書」によりあらかじめ協議しているため、不要。（茨城県浄化槽指導要綱による検査で処理する。）
- 11 店舗兼住宅でも、「業務用の排水」がないときは、個人住宅とみなし認めることができる可能性はあるが十分検討を要する。  
（例えば、たばこ店は可、床屋は不許可とする。ただし、この場合住宅と店舗を分割すれば、許可もやむを得ない。）
- 12 占用許可の更新時等に、浄化槽法第10条の2第3項により浄化槽管理者に変更が生じていることが確認された場合には、遅滞なく新たな浄化槽管理者に対して、新規の道路占用を申請させること。

（参考通達）

- 1 昭和63年2月4日道維第66号「合併処理浄化槽処理水の知事管理国道及び県道側溝への放流について」（最近改正 平成9年3月23日道維第193号）

具体的事例

<p>(1) 個人住宅</p> 	<p>(2) 店舗兼住宅</p> 
<p>(3) 市町村道を経由</p>  <p>各道路管理者の協議により判断</p>	<p>(4) 開発行為(合流式)</p> 
<p>(5) 複数棟(母屋と離れ等)</p>  <p>浄化槽管理者が同一で10人槽以下であれば可能だが、売買等で変更となる見込みがあれば別個に接続すべき</p>	<p>(6) 敷地が県管理道路に接道していない</p> 

法第 2 号物件

雨水排水管の道路側溝への接続

(方針)

原則として認めない。

道路側溝は道路の附属物であり、道路の機能保全のために設けられる施設であり、民地からの雨水排水等を受け入れることを想定して設計されていない。

安易に接続を認めれば容量を超えてしまうなどして、道路管理上の支障をきたすおそれがあることから、宅地内処理を原則とする。

したがって、真にやむを得ない場合であって、次のすべての要件を満たす場合にのみ認めることとする。

- 1 個人住宅からの雨水排水であること。個人住宅とは、一戸建て（1戸が独立した住宅であって、持家、借家を問わない）をいう。
- 2 雨水公共下水道が整備されておらず、普通河川等その他水路がない場合であって、浸透型雨水ますを設置することが技術上困難であり、県管理道路の側溝に排水する以外にその処理方法がないと認められること。
- 3 道路排水施設の流下能力と流入量との関係を検討した結果、当該道路排水施設の流量に余裕があると認められること。  
なお、検討に係る資料等は申請者の費用負担において作成するものとする。
- 4 側溝が用水路その他水路としての機能を有している場合は、当該水路の管理者等の同意が得られること。
- 5 原則として道路側溝、又は歩道に埋設されている道路排水管渠（内径 300 ミリメートル以上）における受入れであること。
- 6 排水は、道路敷地外に設置される雨水ますから接続するものであって、道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積及び悪臭の発生するおそれがないものであること。
- 7 将来、公共下水道等の排水施設が整備された場合は、接続しなすこと。

(例外規定)

次のいずれかにより排水管を占用する場合には、本基準は適用しない。

- 1 市町村により公共下水道計画が定められている場合であって、雨水函渠及び流末が既に整備されており、当該雨水排水が道路側溝を通じて排水されることが計画されている場合は、この限りでない。
- 2 都市計画法第 32 条第 1 項の規定により、開発許可を申請しようとする者が、開発行為により設置される新たな道路（以下、「開発道路」という。）を開発区域外の県管理道路に接続する場合であって、開発道路が将来市町村道となることを条件に別途協議する場合。

(許可の条件)

- 1 下水道等の排水施設が整備されたときは、自己の費用で速やかに道路を原形に復旧すること。復旧方法については土木（工事）事務所長と協議し、その指示にしたがうこと。

- 2 自己の土地に設置したます等及び前面の道路側溝について、通常の通水の支障とならないよう堆積物の除去等の清掃を行うこと。
- 3 当初の承認（許可）から状況が変化することとなる場合は、事前に土木（工事）事務所長と協議すること。
- 4 道路法等に違反した場合、水質の悪化や流量の増加が生じた場合、許可の条件を遵守しなかった場合は、許可を取り消し、原状回復を命じるものであること。
- 5 雨量その他気象条件によっては、側溝から宅地内の雨水管への逆流が発生することを容認できること。
- 6 このほか、土木（工事）事務所長が道路管理上の必要から行う指示にしたがうこと。

（構造）

- 1 道路排水施設の流下能力と流入量との関係を検討するにあたっては、道路計画・設計マニュアル（茨城県土木部道路建設課）第 8 章を準用する。

（参考通達）

- 1 平成 31 年 4 月 12 日事務連絡「開発行為により設置される新たな道路を県管理道路に接続する場合の協議の取扱いについて」

法第2号物件  
光アクセス装置バッテリー設置台

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路余地がない場合で、歩道等のある場合は歩道等に設置すること。引上管の路面と埋設管頂部との距離は0.6メートル以上とすること。
- 2 歩道等がなくやむを得ず車道に設置する場合は、できる限り路端寄りとし、引上管の路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすること。

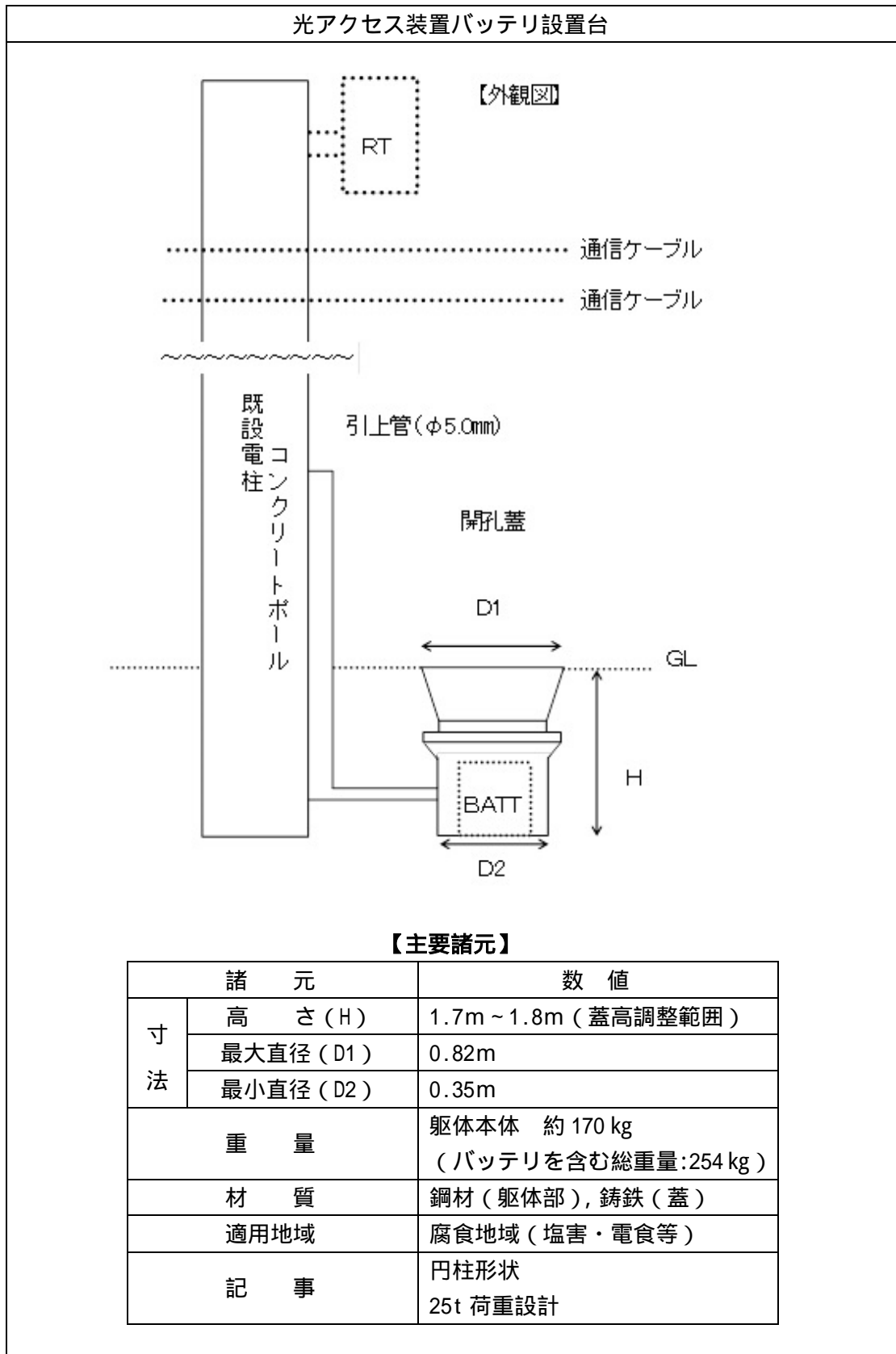
(構造)

- 1 光アクセス装置バッテリー設置台を地下に埋設する場合の規格は、直径0.82メートル以下、高さ1.8メートル以下とすること。
- 2 引込管の内径は、50ミリメートル以下とすること。
- 3 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
- 4 開孔蓋は平板とし、路面と同一勾配とすること。

(その他)

- 1 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わないこと。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りでない。

(図)





法第 2 号物件  
熱交換器等

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

1 次のいずれかの者が設置する場合であること。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 熱供給事業者

(3) 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有し、下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すると下水道管理者が認めた者

2 各下水道施設の管理者の許可基準等に適合していること。

(占有許可の範囲)

熱交換器(構造上同等であり一体とみなせる熱源配水管を含む。)等には、熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物を含むものとする。

(その他)

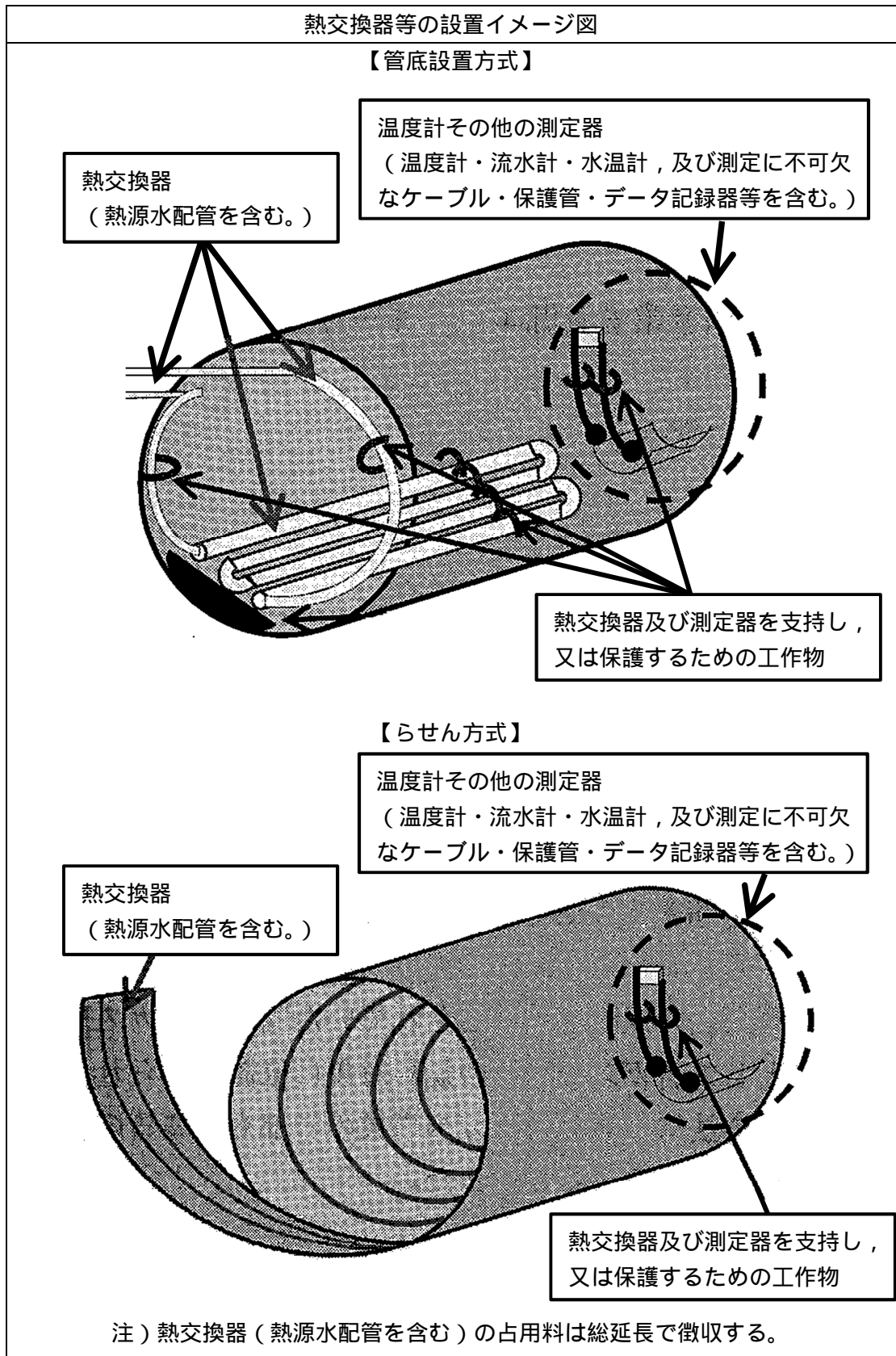
1 下水道管理者が既に道路の占有許可を受けて敷設した下水道暗渠等に熱交換器等を新たに設置する場合は、当該下水道施設に係る道路の占有目的を変更することについて許可を受けること。

2 熱交換器の占有料の額については、茨城県道路占有料徴収条例別表の「法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件」の項を適用すること。

(参考通達)

1 平成 27 年 11 月 26 日事務連絡「下水道法の一部改正に伴う道路占有許可関係事務の取扱いについて」

( 図 )



## 法第3号物件 鉄道, 軌道

### (方針)

次により処理するものとする。

#### 1 道路に鉄道が横断する場合

(1) 踏切道については、道路の占有になるが、この場合踏切道の新設又は改築に関しては、道路法第32条の許可に替え、法第20条及び法第31条の規定により、道路管理者と鉄道事業者の協議によるものとする。

(2) 鉄道が道路の上空又は地下を横断する場合は、道路法第32条の占有許可を要する。

#### 2 道路に鉄道が縦断する場合

鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第61条第1項ただし書きの許可を得た後、道路法第32条の許可を要する。

#### 3 軌道を敷設する場合

軌道法(大正10年法律第76号)第4条により、国土交通大臣の特許を受けた者は軌道敷設に要する道路の占有の許可又は承認を受けたものとみなす。

### (関係法令等)

- 1 鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令(昭和62年政令第78号)
- 2 鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令(昭和62年建設省令第9号)
- 3 道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱(平成15年3月20日成立)
- 4 道路と鉄道との交差に関する協議等に係る細目要綱(平成15年3月20日成立)

### (参考通達)

- 1 昭和27年12月5日鉄総第924号「道路法の施行に伴う踏切道の取扱いについて」
- 2 平成9年3月25日建設省道政発第44号「道路に鉄道を交差させる場合の踏切道の道路占有の取扱いについて」
- 3 昭和62年3月31日道政発第24号の4「日本国有鉄道の民営化及び鉄道事業法の施行に伴う道路占有関係事務の取扱いについて」
- 4 平成8年1月30日建設省都街発第58号の3, 建設省道政発第6号の3「踏切道拡幅に係る協議について」
- 5 平成8年1月30日建設省都街発第59号の3, 建設省道政発第7号の3「踏切道拡幅に係る協議について」
- 6 平成13年3月16日国道政発第11号「鉄道事業法第61条第1項ただし書きの許可について」
- 7 令和4年3月31日国道政第113号「鉄道事業法第61条第1項ただし書きの許可について」
- 8 令和2年3月31日国道利第31号「地下鉄施設への二次占有について」

## 法第3号物件 自動運行補助施設

### (方針)

自動運行補助施設は、道路網の整備及び交通の発達に寄与することが期待される自動運転技術の実用化に資するものである。一方で、その占用の場所や構造によっては、既存の舗装の性能を著しく損ねるなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあること等を踏まえ、自動運行補助施設の占用許可に当たっては、当面、路面施設への適用を前提に本基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

### (定義)

#### 1 自動運行補助施設

電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法により道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1項第20号に掲げる自動運行装置（2において単に「自動運行装置」という。）を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう（法第2条第2項第5号）。

#### 2 自動運行車

自動運行装置を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車をいう。

#### 3 路面施設

自動運行補助施設のうち、道路上又は道路の路面下に設置し、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自動運行車の走行方向に対して、横断方向の自車位置の補正をするため、連続的に線状に道路上又は道路の路面下に設置する誘導線
- (2) 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、連続的に点状に道路上又は道路の路面下に設置する磁石
- (3) 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、点状に道路上又は道路の路面下に設置するア又はイの電子タグ
  - ア 誘導式読み書き通信設備によって、情報が読み書きされる記録媒体
  - イ 移動体識別に使用する通信設備からの誘導電波の受信装置

### (占用主体)

次のいずれにも該当している者であることとする。

- 1 自動運行補助施設の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。
- 2 法第33条第2項（第5号に係る部分に限る。）の規定により無余地性の基準の適用を除外する場合には、次のいずれかに該当する者であること。

なお、当該規定は、これらの者による自動運行補助施設の設置を促進するために設けられたことに鑑み、これらの者以外の者が占用主体になろうとする場合には、無余地性の基準を厳格に審査すること。

- (1) 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形

成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保（（2）において「地域における持続可能な公共交通網の形成等」という。）を図る活動を行うことを目的とする法人

- （2）自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成等を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団（（1）に該当する法人を除く。）であって、道路管理者が指定したもの
- （3）道路管理者による自動運行補助施設の性能等の公示及びそのための必要な情報の提供に同意している者であること。
- （4）暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと。

#### （占用の期間）

5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

#### （位置）

- 1 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
  - （1）地面に接する部分が、法面、側溝上の部分、路端に近接する部分（路肩の部分及び車道上の部分を除く。）、歩道（自転車歩行者道を含む。）内の車道（自転車道を含む。）の近接する部分又は道路の構造からみて道路の構造若しくは交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、路肩の部分若しくは車道上の部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分であること。（令第11条の6第1項）
  - （2）原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第1号ハ）
- 2 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第2号イ及びハ）
  - （1）路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。
  - （2）道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、頂部が地面に接近していること。
- 3 高架の道路の路面下に設ける場合においては、一般工作物等の占用の場所に関する基準を準用すること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第4号）
- 4 特定連結路附属地に設ける場合においては、一般工作物等の占用の場所に関する基準を準用すること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第5号）

#### （構造）

- 1 地上に設ける場合においては、剥離、汚損、火災その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。（令第12条第1号イ）
- 2 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。（令第12条第2号）
  - （1）堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

- (2) 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。
- 3 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。(令第12条第3号)
- 4 路面施設に用いる材料は、次のいずれにも適合するものであること。
  - (1) 輪荷重その他の路面施設に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して十分な強度を有していること。
  - (2) 耐久性が明らかであること。
  - (3) 耐候性・耐食性に優れ、熱やさび等により著しい劣化が起きないこと。
  - (4) 路面施設による磁界又は電波が人体や周辺環境に著しい影響を与えないこと。
  - (5) 維持管理が容易であること。
  - (6) 舗装材の再利用の際に著しい支障とならないこと。

#### (占用料)

持続的な公共交通網形成が難しい地域等への自動運転サービスの普及促進のため、令和13年3月31日までの間、免除する。

#### (許可の条件)

一般的な条件のほか、次に掲げる条件を附すこととする。

- 1 道路に関する工事に伴う自動運行補助施設の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は、自動運行補助施設の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- 2 二次利用希望者に対して著しい不利益を与えないこと。
- 3 自動運行補助施設の剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- 4 さらに、占用主体が行う点検については、次に掲げる事項を条件として附すものとする。
  - (1) 占用者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検の結果について定期的に報告すること。
  - (2) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
    - ア 点検の範囲に関する事項
    - イ 点検の対象に関する事項
    - ウ 点検の内容に関する事項
      - (ア) 点検項目
      - (イ) 点検時期
      - (ウ) 点検方法
    - エ 点検の体制に関する事項
    - オ 点検の記録に関する事項
    - カ 点検の結果の報告に関する事項
    - キ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
  - (3) 占用者は、点検要領に従い、当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の点

検を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

- (4) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

**(その他)**

- 1 路面施設以外の自動運行補助施設については、規則第4条の8の2第1項第2号及び第3号の規定に基づき国土交通大臣により定められる基準を踏まえるものとする。
- 2 自動運行補助施設の占用を許可した場合には、道路管理者が道路附属物として自動運行補助施設を設置した場合における法第45条の2第2項の規定及び「自動運行補助施設に係る道路法第45条の2第2項に基づく公示について」(令和2年11月25日付国道政第57号, 国道交シ第59号, 国道メ企第16号, 国道環第74号)に基づく公示に倣い、当該許可に係る自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した場所その他の必要な事項を公示するものとする。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。
- 3 本基準の施行の際、既に国の行う事業により自動運転の社会実験等により路面に電磁誘導線その他これに類する設備を路面に敷設しているもので、法第32条第1項第1号物件として取り扱っているものについては、更新等の際に同条同項第3号物件として取り扱いを変更するよう指導すること。

**(参考通達)**

- 1 令和2年11月25日国道利第22号, 国道交シ第58号「自動運行補助施設の道路占用の取扱いについて」
- 2 令和2年11月25日国道政第57号, 国道交シ第59号, 国道メ企第16号, 国道環第74号「自動運行補助施設に係る道路法第45条の2第2項に基づく公示について」
- 3 令和2年11月25日国道交シ第60号, 国道環第75号「自動運行補助施設に係る道路法第76条に基づく報告について」

法第4号物件  
アーケード

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項の全てに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 アーケードの設置許可に関する連絡調整を行うための道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長若しくは消防署長からなる連絡協議会を設け、その協議会において各機関の意見が一致した場合。
- 2 構造等が、「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号)に定める設置基準に適合すること。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(その他)

- 1 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。

(参考通達)

- 1 昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号「アーケードの取扱いについて」



法第4号物件

日よけ（雨よけ）

（方針）

生活上又は営業上、自己の店舗等の間口の範囲内に戸別に設けることが必要であると認められる場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 原則として幅員2.0メートル以上の歩道又は幅員3.0メートル以上の自転車歩行車道の上に設けるものとする。
- 3 信号機又は道路標識などの効用を妨げるおそれの少ない場所に設けるものとする。

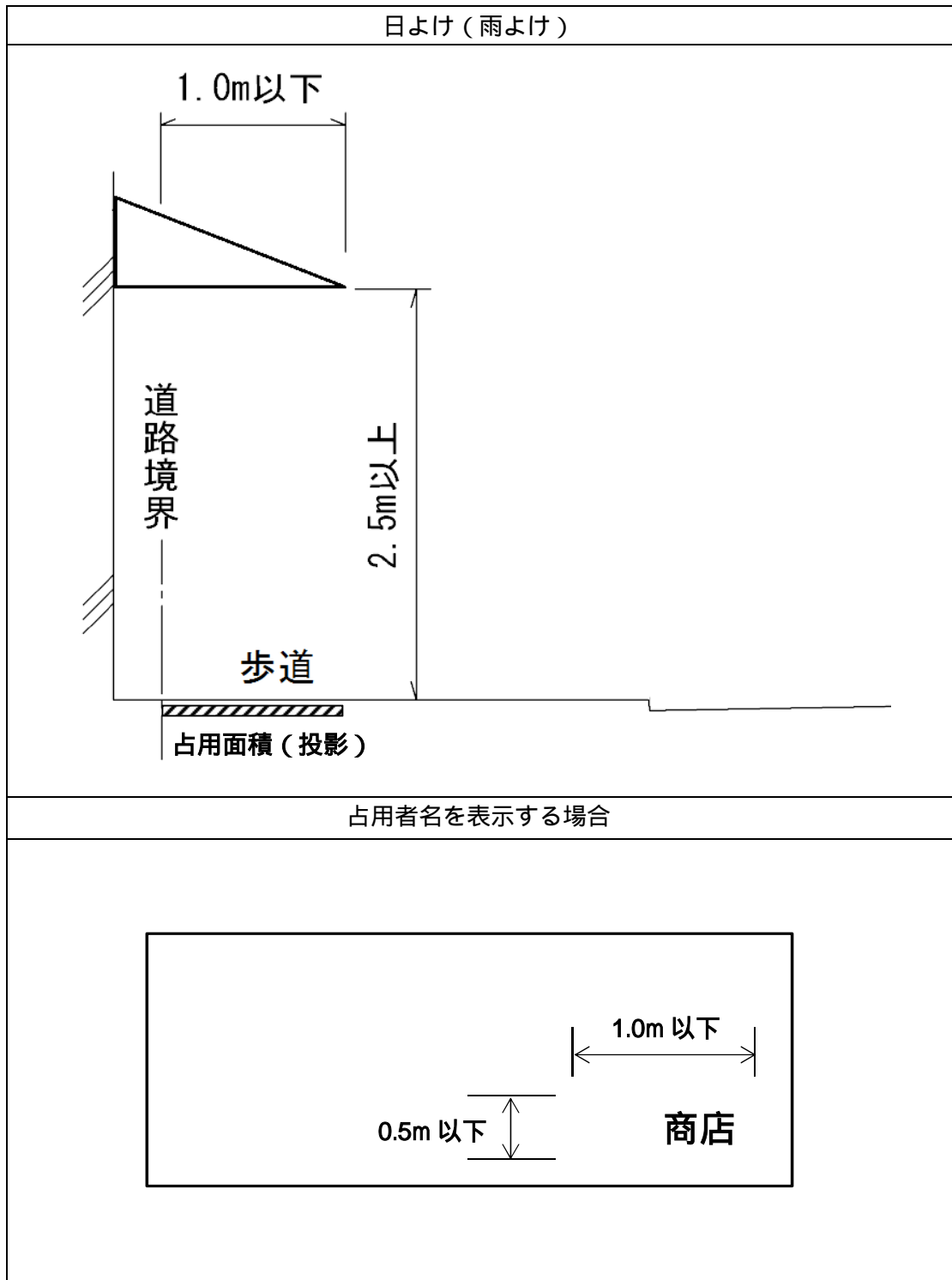
（構造）

- 1 日よけの高さは2.5メートル以上とする。この場合の高さとは、路面と日よけ（付帯物を含む。）を突き出した際の最下端部の距離をいう。
- 2 日よけの歩道等への突き出し幅は、道路境界から1.0メートル以下とする。
- 3 支柱の設置は認めない。
- 4 梁は耐火性を有するものとする。
- 5 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なものとし、倒壊、落下、はく離、飛散、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 6 占用物件には、広告、文字等を表示してはならない。ただし、自家用看板を設置しない占用者については、占用者名を縦0.5メートル、横1.0メートルの範囲で1箇所のみ表示することができる。
- 7 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので公衆に不快感を与えないものとする。

（その他）

- 1 占用物件の下の路上に商品、自転車又は張出物等を置かぬ旨誓約書を提出させることとする。
- 2 相当の区間一体のものとして連続して設けられる日除けについては第4号物件「アーケード」に該当するものとする。
- 3 占用面積は、投影面積とする。

(図)



法第 5 号物件  
地下街

(方針)

原則として認めない。

- 1 地下街の設置は、公共の用に供される道路又は駅前広場の管理上及び将来の利用計画  
上支障となるのみでなく、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点からも問題  
が多いので、その新設は、原則として認めない。
- 2 ただし、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円  
滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場  
合であって、かつ、地下街の設置が必要やむを得ない場合に限り認めることができる。
- 3 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)  
が施行されたことに関連して、地下街の安全対策等については各地方公共団体の方針  
に委ねられていることから、設置にあたっては、地下街連絡協議会を設置する等関係  
機関の同意を得られた場合に許可するものとする。

(構造)

構造等は、道路法及び道路法施行令によるほか、関係法令に適合するものとする。

- 1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)
- 2 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- 3 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)
- 4 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)
- 5 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)
- 6 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)
- 7 その他関係法令

(参考通達)

- 1 昭和 32 年 5 月 29 日建設省道発第 147 号の 2「道路の管理に関する取扱いについて」
- 2 昭和 60 年 3 月 30 日建設省道政発第 24 号「地下通路の道路占用について」

法第 5 号物件  
地下室

(方針)

原則として認めない。

ただし、真にやむを得ず、土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

(位置)

- 1 車道下は避けること。
- 2 出入口は、原則として道路敷地内に設けないこと。ただし、歩車道等の区別のある歩道部の地下についてはこの限りでない。この場合、歩道等の幅員が狭小とならないようにすること。

(参考通達)

- 1 昭和 32 年 5 月 29 日建設省道発第 147 号の 2 「道路の管理に関する取扱いについて」
- 2 昭和 60 年 3 月 30 日建設省道政発第 24 号「地下通路の道路占用について」

法第5号物件  
一般通路

(定義)

一般通路とは、上空通路及び地下通路以外の通路をいう。

(方針)

生活上又は営業上やむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 占有は、原則として法面に設ける場合のみとし、側溝及び路肩部は、道路法第24条の承認工事扱いとする。
- 2 他に出入りする道路への通路が設けられない場合に限り占有を認めることができる。

(位置)

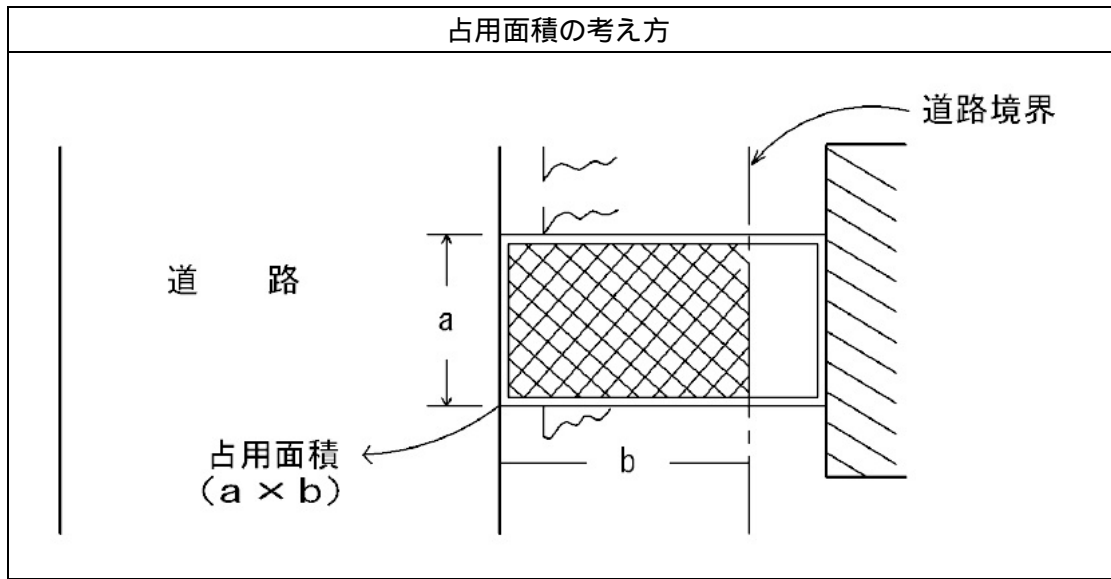
- 1 車道及び歩道等への設置は認めない。
- 2 歩行者及び車両の通行に支障を及ぼさない位置とすること。

(構造)

- 1 道路区域内には門柱等の設置は認めない。
- 2 幅は原則として人の通行の用に供するものは2.0メートル以内、普通自動車の通行の用に供するものは4.2メートル以内、大型自動車の通行の用に供するものは6.0メートル以内とすること。ただし、自動車の回転のためこれにより難しい場合は、車両の軌跡により、必要最小限とすることができる。
- 3 原則として1施設2箇所以内とし、このうち1箇所を車両出入口とすることができる。ただし、車両出入口を分離する必要がある施設等特別な事情がある場合は、2箇所とも車両出入口とすることができる。
- 4 複数車両の駐車のために供するため、2台以上の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内において転回が著しく困難であるときは、幅は必要最小限の区間(両端に車止めを設置することとし、かつ、幅が8.4メートルを超える場合にあっては、両端に加えて区間内に車止めを設置することとし、車止め間が8.4メートル以内となるようにすること。)とすることができるが、この場合は、車両出入口は1箇所に限り認める。
- 5 消防法、危険物の規制の政令及び茨城県建築基準条例等、他の法令により出入口の幅が規定されている場合は、その幅とすることができる。
- 6 道路区域と民地との境界が明確になる措置を講ずること。
- 7 通路は原則として舗装すること。
- 8 通路の設置に伴い、民地内の雨水排水等が道路区域内に流入しないよう留意すると共に、必要に応じ通路部の排水措置を講ずること。
- 9 占有場所と隣接地とに段差が生じる場合には転落防止等について対策を講ずること。
- 10 最大の自動車荷重に十分耐えられる構造とすること。



(図2)



法第5号物件  
通路橋

(方針)

他に出入りする道路がなく、生活上又は営業上やむを得ない場合に限り認める。

(位置)

一般通路の基準によること。

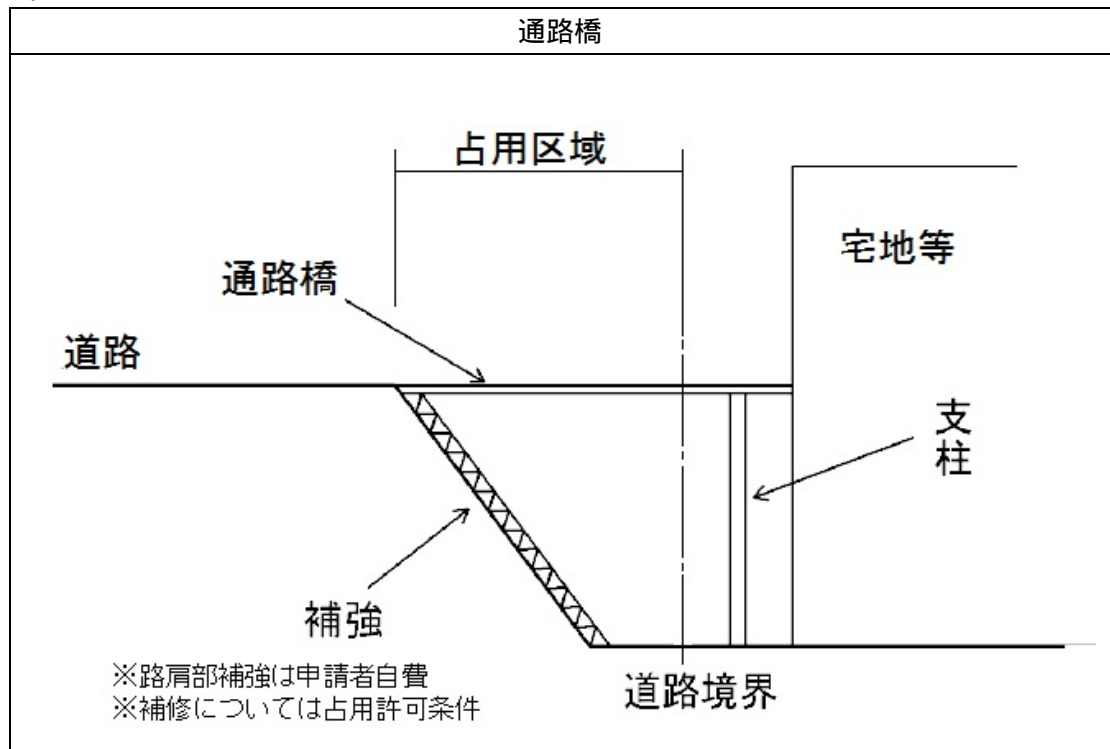
(構造)

- 1 橋台の一側は道路敷外へ設け、他方は路肩部を補強して使用目的に耐える構造とする。
- 2 既設路側壁等を橋台として使用しないこと。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、荷重等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものであること。
- 4 路面と段差が生じないように摺り付けること。
- 5 前4項のほか、一般通路の基準によること。

(その他)

一般通路の基準によること。

(図)





法第5号物件  
上空通路

(定義)

上空通路とは、道路の上空を占有して設置する渡り廊下その他の道路をいう。(以下「通路」という。)

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 原則として地上交通の緩和的施設であること。
- 2 建築物相互を連結する通路(以下「渡り廊下等」という。)については、通路の設置許可に関する連絡調整を行うための道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長若しくは消防署長からなる連絡協議会を設け、その協議会において各機関の意見が一致した場合に限り許可できるものとする。
- 3 不特定多数の車両又は歩行者が通行する通路(以下「私道陸橋」という。)については、通路設置時における道路橋示方書等の構造基準に適合した構造であり、かつ、道路利用者の見通しを妨げないなど、通行の支障とならないものであること。
- 4 建築物の屋上部を連結する道路(以下「屋上連絡通路」という。)及び道路を縦断する等特殊な通路については、原則として認めない。ただし真にやむを得ない場合で、土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。
- 5 渡り廊下等については次によるものとする。
  - (1) 建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
  - (2) 交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとする。
  - (3) たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。
  - (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであってはならない。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
  - (5) 消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。
  - (6) 階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。
  - (7) 幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距

離等も想定し、適切な幅員を検討すること。

- ( 8 ) 信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。
  - ( 9 ) 前 8 号までのほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。
- 6 屋上連絡通路は、前項の規定によるもののほか、次によるものとする。
- ( 1 ) 著しく多数の公衆が利用し、かつ、その利用者が屋上部又は上層階に集中する傾向のある百貨店その他これに類するものであって、災害発生時における利用者の避難施設として屋上連絡通路を設置することが特に必要と認められるものであること。
  - ( 2 ) 屋上連絡通路を設置する建築物は、それぞれ同一の管理者が管理するものであって、高さ 31 メートルを超えないものであること。
  - ( 3 ) 屋上連絡通路が占用する道路は、幹線道路以外の道路であって、幅員が 16 メートルを超えないものであること。

( 位置 )

- 1 私道陸橋以外の通路の設置数及び設置場所は次によるものとする。
- ( 1 ) 通路は、同一建築物について 1 個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2 個以上とすることができる。
  - ( 2 ) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。
    - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
    - イ 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離 10 メートル以内の場所
- 2 屋上連絡通路の設置は、前項によるもののほか、これを設置する建築物にすでに 1 箇所又は 2 箇所の上空通路が設置されている場合にあっては、これらの通路の垂直投影上の範囲内に設置されるものであること。

( 構造 )

- 1 私道陸橋以外の通路の規模は、常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は、非常の際避難する人数に応じて最小限とすることとし、その階数は 1 とし、その幅員は 6.0 メートル以下としなければならない。
- 2 私道陸橋以外の通路の防火装置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- ( 1 ) 通路を設ける建築物から 5.0 メートル以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。
  - ( 2 ) 通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
  - ( 3 ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。
  - ( 4 ) 通路には、建築基準法施行令第 126 条の 3 に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、( 2 ) において建築基準法施行令第

- 112 条第 14 項第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。
- 3 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととする。
  - 4 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
  - 5 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適当な構造とすること。
  - 6 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
  - 7 通路には、適当な雨どいを設けること。
  - 8 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。
  - 9 通路にはガス管、排水管、水管、蒸気管及び高圧電線等を添架しないこと。ただし、通路設置と同時に設ける場合で、事前に構造計算書を提出し、道路管理者の指導を受けたものはこの限りでない。
  - 10 屋上連絡通路は、前各項の規定によるもののほか、次によるものとする。
    - (1) 屋上連絡通路は、屋根を有しないものとし、かつ、その主要な部分は鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリートで、その他の部分は、不燃材料で造られたものであること。
    - (2) 屋上連絡通路は、これを設置する建築物の一部を該当するものとして、その安全性等について建築主事の確認を受けたものであること。
    - (3) 屋上連絡通路は、その側面に人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵等の施設が設置されたものであること。

(参考通達)

- 1 平成 30 年 7 月 11 日国道利第 7 号「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」
- 2 平成 30 年 7 月 11 日消防予第 423 号「道路の上空に設ける通路に係る消防法第 7 条の同意の運用について(通知)」
- 3 平成 30 年 7 月 11 日警察庁丁規発第 84 号「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達)」
- 4 平成 30 年 7 月 11 日国住指第 1201 号、国住街第 80 号「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」

法第5号物件  
地下通路

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 原則として地上交通の緩和的施設であること。

(位置)

- 1 地下通路の出入口を設ける場合においては、法敷又は歩道等内の車道寄りに設けることとし、かつ歩道等に設ける場合にあつては、当該歩道等の片側が通行することができるようにすること。この場合において、当該歩道等の通行することができる路面の部分の幅員は、歩道にあつては3.0メートル以上、自転車歩行者道にあつては3.5メートル以上、自転車専用道路にあつては4.0メートル以上とすること。
- 2 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものが埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。
- 3 地下通路の頂部と路面との距離は、3.5メートル(公益上やむを得ないと認められる場合にあつては、2.5メートル)以上とすること。

(構造)

- 1 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- 2 部材各部の応力度は、許容応力度を超えるものでないこと。
- 3 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。
- 4 排水溝その他の適当な排水施設を設けること。

法第 5 号物件  
横断歩道橋

( 定義 )

横断歩道橋とは、車道または鉄道もしくは軌道法による新設軌道(以下「鉄道」という。)の路面を横断する歩行者あるいは自転車利用者(以下「横断者」という。)を、単独に道路または鉄道の面より上方に分離することにより、横断者の安全を確保することを目的とする施設をいう。

( 方針 )

極力抑制するものとするが、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

( 構造 )

- 1 「立体横断施設技術基準・同解説(昭和 54 年 1 月 社団法人・日本道路協会)」に基づくこと。
- 2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)(平成 18 年法律第 91 号)」に基づく重点整備地区内に設置する場合は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン(国土技術研究センター)」を適用するものとし、その他の地区においてはこれを準用するものとする。
- 3 常時一般交通に開放し、横断者の利便に供するものであること。
- 4 バリアフリーに配慮した施設とし、昇降施設(階段、斜路又は斜路付階段)は道路の区域外に設けること。
- 5 道路に橋脚等を設けないこと。
- 6 構造物の下端は、横断する道路等の建築限界を侵してはならない。
- 7 横断歩道橋は道路と直角に架設すること。
- 8 適切な照明設備を設けること。
- 9 色彩は、周囲の環境と調和すること。また、信号機、道路標識の効用を妨げる色彩は認めない。

法第5号物件  
浄化槽

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 下水道処理区域又は下水道予定処理区域は認めない(市町村下水道担当課に照会し、確認すること。)
- 2 建築物の新築、増築、改築に伴う場合は認めない。
- 3 車道部分は認めない。
- 4 歩道等の部分については、やむを得ず許可する場合には、次の条件すべてに合致する場合に限り認める。
  - (1) 既存の浄化槽の取り替えに伴い建築物の建て替え又は大幅な改築を行わないと自己敷地内に浄化槽設置の余地が生み出せない場合で、道路区域以外に余地がない場合。
  - (2) 既設の道路施設及び公益性のある占用物件並びにこれらの将来計画に支障がないこと。
  - (3) 構造基準に適合すること。

(構造)

- 1 構造等は、当面、道路土工「カルバート工指針」及び「擁壁工指針」等に準拠するものとする。
- 2 管路については浄化槽の一部とし、県管理道路側溝への排水管の接続については、別途「排水管(合併処理浄化槽の道路側溝接続管)」による。

**法第5号物件**  
**地下駐車場**

**(方針)**

駐車場法（昭和32年法律第106号）第10条に定める路外駐車場として都市計画決定されたものに限り認めることができる。

**(構造)**

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある占用物件の構造に支障を及ぼさないこと。
- 2 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えないものであること。
- 3 「駐車場設計・施行指針について」（平成4年6月10日付け建設省道企発第40号）第3編第1章から第3章の規定に適合すること。

**(参考通達)**

- 1 平成2年11月20日建設省道政発第61号「地下駐車場の道路占用について」
- 2 平成4年6月10日建設省道政発第46号「自動車駐車場の道路占用について」（最新改正 平成18年11月15日国道利第33号）

法第 6 号物件  
露店

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 祭礼，催物等のため一時的に設置するもの。
- 2 土地に定着せず，簡単に取り払えるもの。
- 3 信号機，バス停留所，消火栓及び道路標識等の機能を阻害しない位置及び物件であるもの。

(位置)

- 1 一般の通行に支障を及ぼさないような位置に設置し，交通の安全には万全を期すこと。



法第 6 号物件  
商品置場

(方針)

原則認めない。

ただし、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から、地方公共団体や地域住民・団体等が一体となって取り組むイベントの活用場として、包括的に道路占用を認める場合であって、一時的な占用として認める場合には、この限りでない。

(参考通達)

- 1 平成 16 年 3 月 31 日国道利第 40 号「路上イベントに伴う道路占用許可の適切な運用について」
- 2 平成 17 年 3 月 17 日国道利第 28 号「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」
- 3 平成 28 年 3 月 31 日事務連絡「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改訂版」について」

法第6号物件

松かざり，七夕かざり

（方針）

次の場合に限り認めることができる。

- 1 祭礼，縁日等の際し，恒例として一時的に設けるものであって，国，地方公共団体，自治会，商店会，その他これらに準じる団体が設けるもの。
- 2 歩行者及び通行車両の安全が確保できるよう措置するものとする。

（位置）

- 1 信号機，バス停留所，消火栓，マンホール及び道路標識等の機能を阻害しない位置とする。

（構造）

- 1 道路施設，信号器，道路標識，電柱，電話柱等への添架は認めない。
- 2 催物の期間終了後，直ちに撤去できるものであること。
- 3 倒壊，落下，はく離，汚損等により，美観を損ない，又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とすること。

（その他）

- 1 維持管理にあたっては，管理規程等を徴し万全を期すものとする。

法第6号物件  
祭りかざり

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各号に該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 祭礼，縁日等に際し，恒例として一時的に設けるもの。
- 2 国，地方公共団体，自治会，商店会その他これらに準じる団体が行うもの。
- 3 催物の期間終了後直ちに撤去できるもの。

(位置)

- 1 原則として，支柱は法敷，道路余地又は路端に設置すること。ただし，やむを得ない場合は歩車道等の区別のある道路においては歩道等内の車道寄りに，植栽帯等を有する歩道等においては植栽帯等の内に設けることができる。この場合，歩車道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置に設置し，かつ，歩行者等の通行に支障のない位置とすること。また，植栽帯内に設置する場合には，植樹間に空地がある等既植の樹木に影響を与えない場合に限り認める。
- 2 信号機，バス停留所，消火栓，マンホール及び道路標識等の機能を阻害しない位置とする。

(構造)

- 1 道路施設，信号器，道路標識，電柱・電話柱等への添架は認めない。
- 2 飾りの最下端は，路面から4.7メートル以上とする。ただし，歩道等においては，2.5メートル以上とすることができる。
- 3 倒壊，落下，はく離，汚損等により，美観を損ない，又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 4 歩行者及び通行車両の安全が確保できるよう措置すること。

(その他)

- 1 維持管理については，占有者の点検項目，点検回数，責任者及び緊急時の体制等を記載した管理規程等を徴することとし，支障が生じたときは道路管理者が撤去できるものとする。